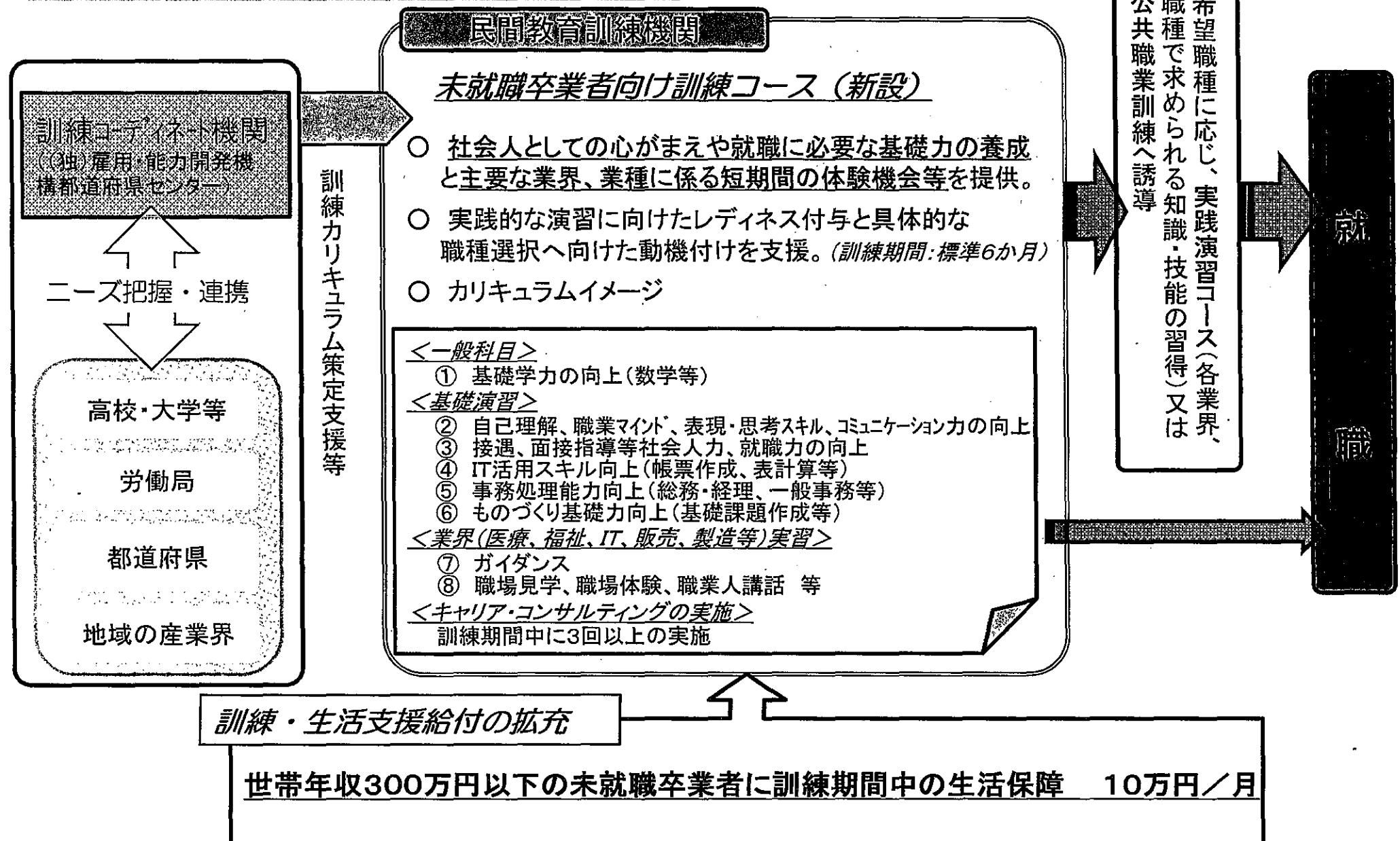


求職者支援制度関係資料

<PART 1：緊急人材育成支援事業関係資料>

「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充

※ 緊急人材育成支援事業の活用



緊急人材育成・就職支援基金による合宿型若者自立プログラムの概要

名 称	○ 緊急人材育成・就職支援 基金訓練 社会的事業者等訓練コース 合宿型 (合宿型若者自立プログラム)
対 象 者	○ 基本的な生活習慣、働く自信等、自立に向け困難な課題を抱え、合宿型プログラムにより就職の実現が見込まれるニート(40歳未満)
入塾(受講)手続き	○ 各実施機関による適格性判断に加え、ハローワーク等が就職可能性等を判断し、受講勧奨。 <u>その後も就職支援に一貫して関与</u>
プログラム	○ 生活訓練、労働体験、基礎技能習得の訓練+社会的事業等分野のOJT(訓練時間の1/4以上) ○ 概ね3~6か月
その他実施体制等に関する要件	○ 訓練・宿泊施設が一定の規格満たす ○ 指導者の配置に加え、キャリア・コンサルティング等就職支援の体制整備
実施機関に対する支援	○ 受講実績に応じた訓練奨励費(10万円／人・月) ○ 実施計画・実績に応じた新規訓練設定奨励金 【若者自立塾事業実施団体については、相当のプログラム拡充、これに応じた施設整備を図った場合に限る】
入塾(受講)者 自己負担・ これに対する支援	○ 訓練経費無料 ○ ホテルコスト自己負担 ○ <u>一定の要件を満たす場合、訓練・生活支援給付(10万円／月)支給</u>
実施団体・箇所数	○ 上記による認定基準の下で訓練計画の認定を受けた団体が実施 →若者自立塾運営団体等、30箇所程度の実施を見込む
入塾(受講)規模	○ 600名以上の受講規模を目指す

基金訓練に係るハローワーク等の業務の流れ・ポイント

業務の流れ・ポイント

1. ニーズ把握

- 訓練修了後の就職に資するコース設定のため、ハローワークと機構は、訓練ニーズの把握とコースの開拓を徹底

2. 周知

- ハローワークにおいて、全ての求職者に対しカード型リーフレットを交付する等周知を実施
- ハローワークの求職者以外へも周知

3. 受講あっせん

- 安定した就職のために訓練受講による技能の向上が必要な求職者に対し訓練へ誘導
- 不合格者等へのフォローアップ等の取組を実施

4. 就職支援

- 訓練修了者の早期就職を実現するため、実施機関及び機構センターと連携した積極的な取組を実施

具体的な業務

●ハローワークにおいて、求職者から要望が多い訓練コース、求職者の就職に資すると考えられる訓練コース等の訓練ニーズを労働局に報告。労働局はその報告を集約し、都道府県センターに情報提供。
●機構都道府県センターは、労働局から提供を受けた訓練ニーズ、訓練実施機関から把握した受講者の訓練ニーズ、地域訓練協議会（※）において把握した地域ニーズなどに基づき、訓練コースの開拓を実施

※行政機関（労働局等）、労使団体、教育訓練機関団体等を構成員とし、地域ニーズに対応した訓練分野や実施規模に係る目標を確認するもの。

●ハローワークにおいて、全ての新規求職者に対し、カード型リーフレットを配付
●労働局・ハローワークのホームページを活用
●ハローワーク庁舎内へ大型ポスターを掲示し、求職者が目につきやすいよう配慮
●中央職業能力開発協会は、①主要駅への大型ポスターの掲示、②無料求人誌（タウンワーク）への広告掲載を実施
●厚生労働省において、政府公報への広告掲載を実施

●ハローワークは、安定した就職ために訓練受講による技能の向上が必要な求職者の訓練への誘導、不合格者等へのフォローアップ等の取組を実施
●労働局において、機構都道府県センターに、未充足コースの募集期間の延長を要請
●機構都道府県センターは、労働局からの要請を踏まえ、各訓練実施機関に募集期間の延長を要請

●ハローワークにおいて、①訓練修了前からの就職支援（訓練実施機関を通じた求人情報や就職面接会開催情報の提供、ハローワークの利用奨励等）、②機構都道府県センターから提供される「就職状況報告書」等を活用した未就職者への就職支援を実施
●機構都道府県センターは、訓練実施機関に対してハローワークと連携した就職支援の要請を実施

緊急人材育成支援事業の具体的な利用例

基金訓練の受講者や、訓練・生活支援給付を受給しながら公共職業訓練を受講した求職者の方々について、以下のような就職事例等が寄せられている。

就職事例

ケース1（基金訓練を受講）

- ・ 男性、20代後半、訓練受講前はアルバイト
- ・ 職業横断的スキル習得コース（IT基礎）を3ヶ月受講（訓練・生活支援給付を受給）
- ・ 訓練修了後、正社員（事務職）に就職

ケース2（基金訓練を受講）

ケース2（基金訓練を受講）

- ・ 女性、40代前半、離婚を機に就職を希望
- ・ 職業横断的スキル習得コース（IT基礎）を3ヶ月受講（訓練・生活支援給付を受給）
- ・ 訓練修了後、販売補助（パート）に就職
※ 正社員（事務職）を希望して就職活動中

ケース3（基金訓練を受講）

- ・ 女性、30代後半、子育てが一段落し、就職を希望
- ・ 保育士補助の実践演習コースを3ヶ月受講（訓練・生活支援給付は受給せず）
- ・ 訓練修了後、保育士補助として託児サービス会社に有期雇用として就職
※ 来年度採用の区立保育園の正規職員（保育士補助）に応募中

ケース4（公共職業訓練を受講）

- ・ 女性、40代後半、以前は事務職をしていたが、介護職に興味を持ち、介護分野への就職を希望
- ・ 4ヶ月の公共職業訓練（介護カウンセリング実践科）を受講（訓練・生活支援給付を受給）
- ・ 訓練修了後、グループホームを経営する会社に正社員（介護職）として採用

その他の訓練受講例

ケース5（基金訓練を連続受講）

- ・ 男性、20代後半、不動産会社を退職、建築関連への就職を希望
- ・ 職業的横断スキル習得コース（IT基礎）を3ヶ月受講後、6ヶ月の実践演習コース（建築設計CAD科）を受講中。（雇用保険受給終了後は、訓練・生活支援給付を受給）

ケース6（公共職業訓練を受講中）

- ・ 男性、30代前半、建設会社を業績悪化により退職（20代後半時）、長期失業中
- ・ 介護職への職種転換を希望し、介護福祉士資格取得の公共職業訓練（2年間）を受講中（訓練・生活支援給付を受給）

< P A R T 2 : 雇用保險制度關係資料 >

失業給付（基本手当）の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業（*1）した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかつたこと等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（*2）される。

*1)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

*2) なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般的離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日、有期労働契約が更新されなかつたこと等により離職した者（特定理由離職者）に対しては原則90日～150日であるが、平成24年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90日～330日となっている。

給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	

(ロ) 自己都合離職者（(ハ)を除く）

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日	

※ 有期労働契約が更新されなかつたこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成24年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日			300日		
45歳以上65歳未満				360日		

※ 解雇や労働契約が更新されなかつたことによる離職者について、年齢（45歳未満）や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長（例えば所定給付日数が90日の場合→150日）

基本手当日額

①基本手当の年齢別上限額

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,580円	6,290円
30歳以上45歳未満	13,980円	6,990円
45歳以上60歳未満	15,370円	7,685円
60歳以上65歳未満	14,890円	6,700円

②基本手当の給付率

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,050円～4,040円	80%	1,640円～3,232円
4,040円～11,680円	80～50%	3,232円～5,840円
11,680円～15,370円	50%	5,840円～7,685円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,050円～4,040円	80%	1,640円～3,232円
4,040円～10,470円	80～45%	3,232円～4,711円
10,470円～14,890円	45%	4,711円～6,700円

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要【当初予算関連。1月29日国会提出済】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(現行)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

<現行> 21年度の保険料率 3.0／1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0／1000(弾力)

<改正案> 22年度の保険料率 3.5／1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

[失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半)[告示]

・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000)]

施行日:平成22年4月1日(1. (2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

< P A R T 3 : 生活保護制度關係資料 >

生活保護制度の概要

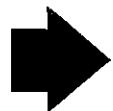
(1) 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

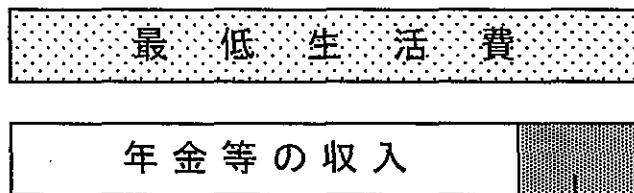
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇ 保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

(2)生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。(生活保護法第8条第2項)

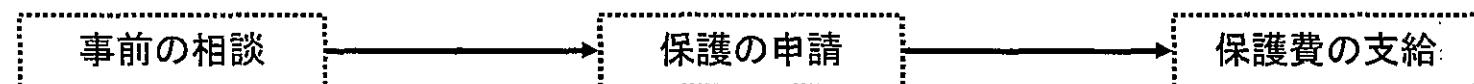
生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	"
葬祭費用	葬祭扶助	"

(3)生活扶助額の例（平成21年度）

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)(※)	182,900円	147,300円

※ 母子加算(25,100円(子2人・東京都区部等の場合)、21,630円(子2人・地方郡部等))を含む。

(4)生活保護の手続



- | | | |
|-----------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| ・生活保護制度の説明 | ・預貯金、保険、不動産等の資産調査 | ・最低生活費から収入を引いた額を支給 |
| ・生活福祉資金、障害者施策等 | ・扶養義務者による扶養の可否の調査 | ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査 |
| 各種の社会保障施策活用の
可否の検討 | ・年金等の社会保障給付、就労収入等
の調査 | ・収入、資産等の届出の受理、定期的な
課税台帳との照合などを実施 |
| | ・就労の可能性の調査 | ・就労の可能性のある者への就労指導 |

(5)保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3／4、地方自治体が1／4を負担。

自立支援プログラムの基本方針

1 自立支援プログラムの策定

- ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
- ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに応する自立支援の具体的な内容と手順を定めた個別の支援プログラムを策定
- ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施

2 自立の概念

○ 経済自立…就労による経済的自立

(例) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的な取組を支援し、就労を実現するプログラム

○ 日常生活自立…身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど 　　日常生活において自立した生活を送ること

(例) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム

○ 社会生活自立…社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

(例) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム

3 実施体制の充実

- 他法他施策や関係機関(保健所、ハローワーク、精神保健福祉センター等)の積極的活用
- 民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託(アウトソーシング)の推進や非常勤職員の積極的活用
- セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助の積極的活用

<PART 4：諸外国の制度>

諸外国の事例

	イギリス	ドイツ	フランス
財源	国の一般財源	国の一般財源(ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	国の一般財源
制度名	所得調査制求職者手当 (Income-based Jobseeker's Allowance)	求職者基礎保障給付(Grundsicherung für Arbeitsuchende)	特別連帯手当 (ASS:Allocation de solidarité spécifique)
受給対象者	失業保険の受給資格をもたない求職者 (原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満の求職者でイギリス居住者)	働くことはできるが仕事がない生活に困窮している者	原則失業給付の受給期間を満了した長期失業者。自発的に失業扶助の受給を選択した50歳以上の失業給付対象者
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職業に就いていない又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと ・就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ・パーソナル・アドバイザー(個別相談員)との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラス(公共職業紹介及び各種給付サービス機関)に来所すること ・現在フルタイムの教育・職業訓練を受けていないこと ・資産が16,000ポンド(約233万円)以下であること ・収入ある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上65歳未満であること ・1日3時間以上は就労できる者であること ・適当な仕事に就き、資産や収入を利用しても自身の生計を十分に確保できない状態にある者またはそのパートナーであること ・世帯資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者(内縁を含む)それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ(約2万円)(最低3,100ユーロ(約41万円))～最高9,750ユーロ(約127万円))が認められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・離職前10年間に5年以上就業していたこと(ただし、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる) ・実際に求職活動を行っていること(ただし、55歳以上の者については免除される) ・手当申請時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く世帯月収が、一定額(単身者1,059.80ユーロ(約14万円)、配偶者がいる場合1,665.40ユーロ(約22万円))に満たないこと
給付水準	<p><u>単身者の場合</u> 25歳未満 50.95ポンド(約7,411円)/週 25歳以上 64.30ポンド(約9,352円)/週 (2009年8月現在)</p> <p>※1 給付額は世帯構成に応じて異なる。 <u>一人親の場合</u> 18歳以上 64.30ポンド/週 <u>配偶者がいる場合</u> 100.95ポンド(約14,683円)/週 ※2 各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金がある。 ※3 世帯の収入・資産が一定水準以上を超えると給付が減額される。</p>	<p><u>単身者の場合</u> 359ユーロ(約5万円)/月 (2009年7月現在)</p> <p>※1 満18歳以上のパートナーには基準月額の90%、満14歳以上満25歳未満の子供及び未成年のパートナーには基準月額の80%、満6歳以上満14歳未満の子供には基準月額の70%、満6歳未満の子供には基準月額の60%が別途支給される。</p> <p>※2 一定の所得と財産があるときは、給付は部分的にまたは完全に減額される。</p> <p>※3 別途、地方自治体の一般財源により受給者に対して住居・暖房費を支給</p>	<p><u>単身者の場合</u> 世帯月収605.60ユーロ(約8万円)未満: 454.20ユーロ(約6万円) 世帯月収605.60～1,059.80ユーロ未満: 1,059.80ユーロと収入の差額 世帯月収1,059.80ユーロ以上:給付ゼロ (2010年1月1日現在)</p> <p>※1 給付額は世帯構成に応じて異なる。 <u>配偶者がいる場合</u> 世帯月収1,211.20ユーロ(約16万円)未満: 454.20ユーロ 世帯月収1,211.20～1,665.40未満: 1645.60ユーロと収入の差額 世帯月収1,665.40ユーロ以上:給付ゼロ ※2 世帯月収が一定水準以上を超えると給付が減額される。</p>
給付期間	年金支給開始年齢(男性65歳、女性60歳)まで無期限。6か月毎に受給資格の見直しが行われる。	原則6か月だが、更新可能で65歳まで実質無期限。	原則6か月だが、更新可能で60歳まで実質無期限。
給付実績	受給者 73万7000人 支給総額 21.3億ポンド(約3098億円) (いずれも2008年度)	受給者 477万人(2008年12月) 支給総額 424億ユーロ(約5兆5438億円)(2008年)	受給者 32万4000人(2007年12月) 支給総額 20億ユーロ(約2615億円)(2007年)

※1 労働政策研究・研修機構 (JILPT) において作成

※2 1ポンド≒145.45円、1ユーロ≒130.75円で換算(2009年12月の為替レート(内閣府海外経済データより))

※3 ドイツの受給者数については、本人だけでなくその家族(配偶者、子供等)を含む

<参考：論点（素案）>

(第56回雇用保険部会(平成22年2月4日)配布)

求職者支援制度の創設に係る論点（素案）

I. 位置づけ

- ① 納付の位置づけをどのように考えるか。
- 雇用保険制度における納付は個人に着目した納付となっている。一方、生活保護制度における納付は世帯に着目した納付となっている。

II. 訓練

- ① 納付の対象となる訓練のあり方についてどのように考えるか。
- 現行の緊急人材育成支援事業では、公共職業訓練や基金訓練（民間の教育訓練機関を認定）を納付の対象となる訓練としている。
- ② 必要となる訓練の量・種類の確保、訓練量について地域差が少なくなるような実施体制についてどのように考えるか。
- 主として職業能力開発分科会において検討することとなるが、雇用保険部会としてそこでの議論も踏まえどのように考えるか。

III. 納付

- ① 対象者についてどのように考えるか。
- 現行の緊急人材育成支援事業は、雇用保険の適用がなかった者、雇用保険の受給が終了した者、自営廃業者等を制度の主たる対象者としている。
- ② 納付要件についてどのように考えるか。
- 現行の緊急人材育成支援事業における納付要件は、公共職業安定所長に指示された訓練に8割以上出席していることに加え、
 - ・ 世帯の主たる生計者であること、
 - ・ 個人の年収が200万円以下であり、かつ世帯全体の年収が300万円以下であること、
 - ・ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下であること、
 - ・ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者であることなどとしている。
- ③ 納付額についてどのように考えるか。
- 現行の緊急人材育成支援事業における納付額は、単身者であれば1ヶ月に10万円、被扶養者を有する者であれば1ヶ月12万円となっている。

④ 給付期間

- 当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練を受講している期間のうち、2年分について給付を支給することとしている。

IV. その他

① 適正な給付のための措置についてどう考えるか。

- 緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされていたため、多年に渡り繰り返し受給するような者を防止する措置は特段設けられていない。

② 新たに安定的な財源を確保することが必要となるがどのように考えるか。